

(別紙1)

謝罪広告の内容

下記の通り。

記

謝 罪 広 告

当社は、『週刊文春』平成25年10月10日号及び同月17日号において、原告b氏及び原告a氏に関し、同氏らが、徳洲会マネー100億円を貪って豪華な生活をしている、徳洲会の乗っ取りを図った等、事実と反する記載を行い、同氏らの名誉を毀損し、プライバシーを侵害しました。

当社は、同氏ら及び関係各位に対し、多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

平成〇年〇月〇日

株式会社文藝春秋 代表取締役 r

原告 b 殿

原告 a 殿

以 上

(別紙 2)

謝罪広告の掲載方法

1 週刊文春

- (1) 掲載号 判決後 2 週間以内に発売されるいずれかの号
- (2) 掲載箇所 本文 1 頁全面
- (3) 活字 ゴシック体, 14 ポイント以上の大きさ

2 週刊文春WEB

- (1) 掲載開始日 判決後 2 週間以内
- (2) 掲載期間 連続する 30 日間以上
- (3) 掲載箇所 ホームページ本文最上部
- (4) 文字 ゴシック体, size 3 以上の大きさ

3 朝日新聞, 毎日新聞, 読売新聞, 日本経済新聞, 産経新聞

- (1) 掲載日 判決後 2 週間以内に発行されるいずれかの日
- (2) 掲載回数 各紙 1 回以上
- (3) 掲載箇所 全国の朝刊 1 頁
- (4) スペース 2 段×15 センチメートル以上の広さ
- (5) 活字 ゴシック体, 12 ポイント以上の大きさ

別紙 3 及び 別紙 4 省略